

浜松市告示第327号

下記の者に係る書類については、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は、浜松市南行政センター(児童家庭課)に保管してあるので、申出によりいつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月8日

浜松市長 中野 祐介

記

氏名	CORBES TIMOTHY JOHN SOLOMON
----	-----------------------------

以上